

「感染症発生動向調査事業実施要綱」新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">感染症発生動向調査事業実施要綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 定点把握の対象 五類感染症（定点） (略) 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 <u>(114) 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。</u></p> <p>3 (略)</p> | <p style="text-align: center;">感染症発生動向調査事業実施要綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 定点把握の対象 五類感染症（定点） (略) 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 <u>(114) 摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）若しくは(115) 発熱及び発しん又は水疱（ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。）</u></p> <p>3 (略)</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>第3・第4 (略)</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症</p> <p>(1) 対象とする疑似症の状態</p> <p>疑似症について、別に定める<u>届出基準</u>を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。</p> <p>(2) 定点の選定</p> <p><u>疑似症の発生状況を把握するため、都道府県は、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から疑似症定点を選定する。</u></p> <p><u>定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案しつつ、できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生状況を把握できるよう考慮すること。</u></p> <p><u>具体的な疑似症定点の届出医療機関は、以下の医療機関のうちから、アからウの順に優先順位をつけ、別に定める基準を踏まえて選定すること。</u></p> <p><u>ア 診療報酬に基づく特定集中治療室管理料(1～4)、小児特定集中治療室管理料及びハイケアユニット入院医療管理料</u></p> | <p>第3・第4 (略)</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症</p> <p>(1) 対象とする疑似症の状態</p> <p><u>各々の疑似症について、別に定める報告基準</u>を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。</p> <p>(2) 定点の選定</p> <p><u>ア 疑似症定点</u></p> <p><u>疑似症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に疑似症定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生状況を把握できるよう考慮すること。</u></p> <p><u>対象疑似症のうち、第2の(114)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関(主として小児科医療を提供しているもの)又は内科を標榜する医療機関(主として内科医療</u></p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p><u>(1～2)の届出をしている医療機関</u></p> <p><u>イ 法に基づく感染症指定医療機関</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・法に基づく特定感染症指定医療機関</u> <u>・法に基づく第一種感染症指定医療機関</u> <u>・法に基づく第二種感染症指定医療機関</u> <p><u>ウ マスギャザリング（一定期間に限られた地域において同一目的で集合した多人数の集団）において、疑似症定点として選定することが疑似症発生状況の把握に有用な医療機関（例：大規模なスポーツ競技大会等において、観客や大会運営関係者等が受診する可能性のある医療機関）</u></p> <p><u>なお、都道府県は、疑似症定点と疑似症定点以外の医療機関との連携体制をあらかじめ構築するよう取組むこととし、疑似症定点以外の医療機関においても別に定める届出基準に該当すると判断される患者については、疑似症定点や管内の保健所等に相談できるよう予め疑似症定点に指定されている医療機関名や相談先を示すなどの配慮を行い、疑似症の迅速かつ適切な把握に努めること。</u></p> | <p><u>を提供しているもの）を第一号疑似症定点として指定すること。</u></p> <p><u>また、第2の(115)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）又は皮膚科を標榜する医療機関（主として皮膚科医療を提供しているもの）を第二号疑似症定点として指定すること。</u></p> <p><u>なお、各疑似症定点の数は下記の計算式を参考として算定するとともに、内科を標榜する医療機関については、第5の3(2)ア⑤に掲げる基幹定点の要件を満たす病院を2次医療圏域毎に1カ所以上含むよう考慮すること。</u></p> |

新

表 (削除)

(3) 実施方法

ア 疑似症定点

- ① 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、診療時における別に定める届出基準により、直ちに疑似症発生状況の把握を行うものとする。
- ② (2)により選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を記載する。なお、当該疑似症の届出については、原則として汎用サーベイランスシステムへの入力により実施することとする。
- ③ (略)

旧

| 保健所管内人口 | 定点数 |
|--------------|--|
| ～3万人 | 3 |
| 3万人～7.5万人 | 4 |
| 7.5万人～12.5万人 | 7 |
| 12.5万人～ | $7 + 6 \times (\text{人口} - 12.5 \text{万人}) / 10 \text{万人}$ |

(3) 実施方法

ア 疑似症定点

- ① 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、診療時における別に定める報告基準により、直ちに疑似症発生状況の把握を行うものとする。
- ② (2)のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を記載する。なお、当該疑似症の届出については、原則として症候群サーベイランスシステムへの入力により実施することとする。
- ③ (略)

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>イ 保健所</p> <p>① 保健所は、<u>疑似症定点において汎用サーベイランスシステム</u>への入力を実施することができない場合は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、<u>汎用サーベイランスシステム</u>に入力するものとし、また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報について都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターへ報告する。</p> <p>② (略)</p> <p>ウ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター</p> <p>① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の疑似症情報について、保健所からの情報の<u>入力済み報告</u>があり次第、登録情報の確認を行う。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第6 (略)</p> | <p>イ 保健所</p> <p>① 保健所は、<u>疑似症定点における症候群サーベイランスシステム</u>への入力を実施することができない場合は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、<u>症候群サーベイランスシステム</u>に入力するものとし、また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報について都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターへ報告する。</p> <p>② (略)</p> <p>ウ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター</p> <p>① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の疑似症情報について、保健所からの情報の<u>入力</u>があり次第、登録情報の確認を行う。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第6 (略)</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>第7 実施時期</p> <p>この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。</p> <p>この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。</p> <p>(中略)</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成30年5月1日から施行する。</p> <p><u>この実施要綱の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p>別記様式 (略)</p> | <p>第7 実施時期</p> <p>この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。</p> <p>この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。</p> <p>(中略)</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成30年5月1日から施行する。</p> <p>別記様式 (略)</p> |